

経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会
(アドバイザーグループ) の設置について

1. 趣 旨

農林水産省では、4月に『「食」と「農」の再生プラン』を発表し、法人化の推進や農地の利用集積など農業の構造改革を加速化する観点から、農地法の見直しに着手することとしたところである。

この検討に当たっては、まず農業生産法人制度をはじめとして農地法全般にわたる問題点等の把握と、それを踏まえた農地制度をめぐる諸問題についての論点整理等を行う必要がある。

このため、学識経験者の協力を得て、経営局長のアドバイザーグループを組織し、これら事項について専門的、制度論的な見地から論点の整理を行うこととする。

2. 委 員

別紙に掲げる委員をもって構成する。

3. 運 営

- (1) 懇談会の議事等については、別添運営要領(案)のとおりとする。
- (2) 懇談会の庶務は、経営局構造改善課において処理する。

4. スケジュール

第1回会合を6月27日(木)に開催し、その後、数回議論を重ね、今秋を目途に論点整理を行うこととする。

委員名簿

(敬称略、五十音順)

きし やすひこ
岸 康彦

(財) 日本農業研究所研究員

くるみざわ よしき
榎澤 能生

早稲田大学法学部教授

こうど よしひさ
神門 善久

明治学院大学経済学部助教授

しょうげんじしんいち
生源寺眞一

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

たしろ よういち
田代 洋一

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授

のうみ よしひさ
能見 善久

東京大学大学院法学政治学研究科教授

はらだ すみたか
原田 純孝

東京大学社会科学研究所教授

ほりぐち けんじ
堀口 健治

早稲田大学政治経済学部教授

ほんま まさよし
本間 正義

成蹊大学経済学部教授

運 営 要 領 (案)

1. 議 事

- (1) 懇談会に座長を置くものとし、座長は、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、懇談会の議事を運営する。
- (3) 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、懇談会に諮って、非公開とすることができる。

2. 議事録

議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、懇談会に諮って、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

3. 意見の陳述

懇談会は、必要に応じ適当と認められる者に対して、懇談会への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。